### ■ 第4章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 4. 1 基本認識

本市が保有する公共施設は、先人から受け継がれてきた貴重な財産です。

限られた財源のなかで、これらの資産を有効活用し、効率的な施設の維持管理・更新に努めていくことは、将来のまちづくりに繋がる重要な取り組みとなります。

しかし、第2章における公共施設の現状と将来見通しにおいて示したように、現状では、全般的に公共施設の老朽化が急速に進んでおり、今後、公共施設の更新等には多額の費用が必要となることが予想される一方、そのための財源確保は困難な状況が想定されています。特に、前章のとおりごみ処理施設において財源不足が予想されます。

こうした状況を踏まえ、公共建築物に関する個別施設計画である「公共建築物再生計画」やインフラ・プラント系施設ごとの「個別施設計画」の見直しを進めながら、<u>更なる現状把握と課題の分析を行い、そのうえで合理的な資産管理のもとで老朽化対策を</u>実行し、将来のまちづくりを持続可能なものとしていくこととします。

#### 4.2 基本的な考え方

公共施設を取り巻く様々な課題に対応し、市民の財産である公共施設を適切に管理するために、以下の基本的な考え方に基づき、公共施設の再生を進めて行きます。

## 基本理念 持続可能な文教住宅都市の実現

本市は、まちづくりの理念として、昭和 45(1970)年に「習志野市文教住宅都市憲章」を制定し、様々な市民ニーズに応じたまちづくりを推進してきました。

本計画は、今後想定される様々な社会環境の変化に対応し、文教住宅都市憲章の理念を引き継ぎつつ、持続可能な文教住宅都市を実現していくために策定するものです。

### 基本方針 1 保有総量の圧縮

公共施設のあり方及び必要性について、市民ニーズや将来のまちづくりを踏まえた政策適合性や費用対効果などを総合的に評価しつつ、社会環境の変化を想定しながら、適正な施設の保有量の実現を目指します。

公共建築物については、将来の人口減少、厳しさを増す財政状況を踏まえ、公共建築物再生計画に基づく事業を推進します。

インフラ・プラント系施設については、市民生活と密接に関わっていることから、各施設の特性を考慮し、現在の取組みを進めつつ、今後、中長期的な経営的視点に基づく総量の適正化を目指します。

# 基本方針 2 長寿命化の推進

現在保有している公共施設は、適切な点検・診断を実施するとともに、計画的な維持保全を実施し、長寿命化を推進します。また、今後、個別施設計画に基づき再生整備を実施する施設についても、ファシリティマネジメントの導入により、長期にわたる安心・安全なサービス提供に努め、財政負担の軽減と負担の平準化を目指します。

# 基本方針3 財源の確保

現在保有している公有資産について、その目的や必要性について、取得した当時からの利活用目的の変化や社会経済情勢の変化などから精査を行い、保有し続ける必要性の低下した資産については、売却や貸付を行うなど、今後の公共施設老朽化対策の<u>財源として有効活用</u>を行います。また、これにより民間活用が進むことで、市税収入増加や地域及び経済の活性化につなげていきます。

また、公共施設を維持保全・管理運営するため、さらには、将来の大規模改修、建替え等には多額の財政負担が必要です。この経費の大部分は税金で賄われており、公共施設を利用する市民と、利用しない市民の税負担の公平性の観点からは、これらの事業に必要な経費を施設利用者に負担していただくことが必要です。この観点から、受益者負担の適正化を進める必要があります。

これまでの公会計制度では、減価償却という考え方がありませんでした。今後は、地方公会計制度改革の取組を進めることにより、財務書類を活用し、適切な資産管理を進めることを目指します。

#### 4. 3 実施方針

### (1) 点検・診断等の実施方針

公共建築物については、法定点検の結果や技術職員による劣化診断等を適宜実施することにより各施設の現状把握を行うとともに、施設所管課職員に対する研修の実施 や点検マニュアルの作成等により日常的な点検体制を構築していきます。

インフラ・プラント系施設については、清掃・パトロール等の日常管理と定期的な点検を実施するとともに、施設に応じた技術基準等に準拠しつつ適正に点検・診断等を実施します。

#### (2)維持管理・更新等の実施方針

公共建築物については、「公共建築物再生計画」に基づく大規模改修、長寿命化改修、 更新の実施を目指すとともに、毎年の予算編成時における施設情報システムを活用した工事実施課と各施設所管課との情報交換や現場確認等に基づき、限られた財源を効果的・効率的に活用した維持管理・更新等の実施を目指します。

インフラ・プラント系施設については、予防保全の考え方に立ち、劣化状況等の把握を行いつつ、計画的な維持管理・更新等を進め事業費の縮減・平準化によるライフサイクルコストの低減を目指します。

### (3) 安全確保の実施方針

公共施設の安全確保は施設管理者に求められる基本事項であることから、建築基準法の定期点検などの各種法令に基づく点検等を適正に実施するとともに、施設管理者による自主点検、劣化診断等を適宜実施することなどにより、公共施設の安全確保に努めます。

## (4) 耐震化の実施方針

公共建築物については、「習志野市耐震改修促進計画」において定められた耐震化目標に基づき、計画的に耐震診断及び耐震改修を実施していくこととします。

インフラ・プラント系施設については、各施設の状況に応じた計画的な耐震化を進めていきます。

#### (5) 長寿命化の実施方針

公共施設の適切な点検・診断を実施するとともに、計画的な維持保全を実施することにより長寿命化を推進し、長期にわたる安心・安全なサービス提供に努め、財政負担の 軽減と負担の平準化を目指します。

#### (6) ユニバーサルデザイン 化の実施方針

誰もが安全で安心な生活を送るためには、社会環境において、バリアフリーやユニバーサルデザインによるハード面の整備は欠かせません。

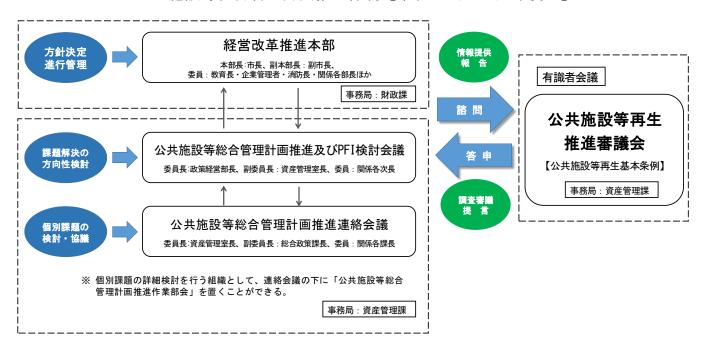
したがって、公共施設の整備にあたっては、バリアフリー円滑化基本構想および特定事業計画に基づき、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。

#### 4.4 取組体制

本計画に基づく取組を、全庁的な整合性をもって着実に推進するため、下図の推進体制のもとで公共施設の適正管理を推進するとともに、個別施設計画の進行管理においては、資産管理室と各施設所管部局との綿密な連携のもとで作業を進めます。

図表 4-1 公共施設等総合管理計画推進体制

公共施設等総合管理計画推進体制【令和元(2019)年度~】



<sup>1</sup> ユニバーサルデザイン:障がいの有無に関係なく、すべての人が社会生活を送る上で障壁となるものを除去するとともに、新しいバリアを作らないことが必要であり、施設や製品などについて、障壁が生じないよう、誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方。

## 4. 5 PDCAサイクルの推進

本計画は、本市の長期計画における基本計画期間に併せて<u>定期的な見直し</u>を実施します。その際、本計画に基づく個別施設計画の見直しも実施します。

計画は、リスク対応型の計画マネジメント<sup>2</sup>を行うことから、定期の見直しに限らず、 今後の市民ニーズや社会経済情勢の変化に応じて適宜見直しを行います。

また、今後策定される個別施設計画における、PDCAサイクルによる進行管理の結果、本計画の見直しが必要な場合には、適宜見直しを実施します。

見直しにあたっては、庁内組織による検討だけではなく、市民、議会への報告・公表、 意見聴取などを行い、市民・議会の理解を得ることに努めます。

<sup>2 「</sup>公共施設再生計画」参照